

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

平成 29 年 1 月 1 日より 65 歳以後に新たに雇用された人も雇用保険に入れます。

現行の雇用保険は以下のようになっております。

- 65歳以降に雇用された者は雇用保険の適用除外
- 同一の事業主の適用事業に65歳以前から引き続いて雇用されている者（高年齢継続被保険者）のみ、適用となり、離職して求職活動をする場合に高年齢求職者給付金（賃金の50～80%の最大50日分）が1度だけ支給
- 64歳以上の者については、雇用保険料の徴収を免除

それが、来年の1月1日以降になりますと、以下のようになります。

- 65歳以降に雇用された者についても、雇用保険を適用し、離職して求職活動する場合には、その都度、高年齢求職者給付金を支給（支給要件・内容は現行のものと同様。年金と併給可。）
 - さらに、介護休業給付、教育訓練給付等についても、新たに65歳以上の者も対象とする
 - 雇用保険料の徴収免除を廃止して原則どおり徴収し、平成31年度分までの経過措置を設ける。
- ※ 別途、事業主が高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等を導入

来年の1月以降、

雇用保険の被保険者になるにはどのような条件が必要かを、述べます。

それには、次の二つの条件が必要になってきます。

① 31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること。② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること、です。それに、66歳でも70歳の人でも80歳でも、二つの条件さえ満たせば、雇用保険の被保険者になれます。つまり、年齢の条件が無くなったわけです。

次に、給付について取り上げます。現行法では、高年齢求職者給付金だけでしたが、今回の法改正では、

- ① 高年齢求職者給付金
- ② 常用就職支度金
- ③ 移転費
- ④ 広域求職活動費
- ⑤ 育児、介護休業給付
- ⑥ 教育訓練給付金 が給付されます。

① 高年齢求職者給付金とは、

高年齢継続被保険者が失業し、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上ある場合に、次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額が支給される。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
日数	30日分	50日分

②常用就職支度金とは、常用就職が困難な方が、待期期間及び給付制限が経過したのち、安定所又は職業紹介事業者の紹介により安定した職業に就いた場合は常用職業支度金が支給される。

基本手当日額×36日分

③移転費とは、

職安の紹介した職業に就くためまたは、職安の指示した公共職業訓練などを受けるために、住所を変更する場合であって、職安長が必要であると認めた時に支給。

④広域求職活動費とは、

地元以外での就職が適当と判断された場合等、職安の紹介により遠方の事業所に面接に行くときであって、職安長が必要であると認めた時に支給。

⑤育児、介護休業給付

育児の場合は、養子等を厚労省は考えているようです。

介護給付は、現行の賃金の40%から67%に引き上げられました。

⑥教育訓練給付金

一般教育訓練給付は、支払った教育訓練経費の20%が支給されます。最大10万円

専門実践教育訓練給付金は、支払った教育訓練経費の40%が支給されます。最大32万円

ここで、気になることを述べます。例えば、労働者が、

現在、昭和24年生まれの67歳の男性とします。半年契約で週30時間の労働をしていました。会社から週16時間（各日4時間×4日）の勤務にしてくれないかと言われました。平成21年の60歳の時から雇用保険に入っています。労働者には、雇用保険から高年齢求職者給付金が支給されます。具体的には、

離職日以前1年間に、賃金支払基礎日数が11日以上（被保険者期間がひと月と考える）が6か月以上あり（ちなみに、65歳未満の一般被保険者の場合は離職日以前2年間に12か月以上被保険者期間が必要になります。）、失業の状態の確認を受けることができれば、高年齢求職者給付金があなたに支給されます。この給付金は、一時金の形態をとっています。

この失業の状態とは、①就職したいという意志と②いつでも就職できるという能力があり、

③積極的に仕事を探しているにもかかわらず、職業に就けない状態のことをいいます。

受給資格決定日から失業の状態が通算して7日間の待期期間を経たのち、最初の失業認定日がきます（最初で最後です。）。その日は、だいたい2.3週間後になります。その後、一時金の高年齢求職者給付金が労働者の銀行口座に振り込まれます。振り込みが完了したら、事業主側の意向で3か月間のクーリングオフを設ける場合があります。クーリングオフ後にその労働者を再度20時間以上で働かせることを考えるやり方があります。そしてまた、6か月間労働をすれば、受給資格が取得できます。そして、その労働者は、給付金を退職金代わりに受け取ることができるかもしれない。

このような給付の仕方は、循環的離職者と言います。これは、次の事業所に就職することを予約して離職していますので、完全なり離職とは違います。これは、まさに不正受給になります。

このような雇用形態は、派遣業にも多く見られます。派遣先は、クーリングオフを設定しないと、継続雇用とみなされ直接雇用に繋がることを恐る、また、労働者の年休権の取得の阻止するために、クーリングオフを設ける場合が多い。なぜ、私が、この問題について詳しいかと言いますと、以前、私の顧客に、派遣労働者として働いていて、派遣先の理不尽な取り扱いにたいへん悩んだ人がいたのでした。